

## 「土木の語義」の歴史的経緯についての再検討

藤田 龍之\*

はじめに

これまでに筆者は「土木」という言葉が、わが国ではいつ頃から使われていたかについて報告してきた。その中で、平安時代末期の文献で権中納言藤原行成の『権記』にある「土木」が初見と述べ、また、その他の文献などから平安時代末期から「土木」という言葉が使われるようになった推測してきた。しかし、その後の文献調査により「土木」という言葉は平安時代中期の始めに編纂された『続日本後記』、『日本三代実録』の中にあり、また、これより少し後に三善清行が表した「意見十二箇條」に出ていることがわかったのでここで報告する。さらに、「土木の語義」の歴史的経過についても鎌倉時代以後についての文献について新しく調べたことについて考察する。

### 1. 『続日本後記』にある土木

『続日本後記』は天長十年二月（833年）から嘉祥三年三月（850年）に至る仁明天皇の一代の国史であり、次の天皇である文徳天皇が藤原良房等に撰修させ、清和天皇の貞観十一年（869年）に選録上申されたものである。「土木」という語彙は巻十六・仁明天皇（承和十三年八月）（846年）に下記に示すように出てくる。

丙戌。勅曰。宮瓊室。帝王之都。未出塵籠。紫府丹臺。神仙之窟。・・中略・・勸之則如來之力。伐木於幽邃。運之則菩提之功。不日而成。蓋在茲乎。尔乃土木之細工終焉。

（国史大系 吉川弘文館）

ここで、下線のところを読み下すと次のようになる。之を勧めるは則ち如來の力。幽邃に於いて木を伐り、之を運ぶは則ち菩薩の功。日ならずして成る。茲に蓋在り。それ乃ち土木細工の終焉なり。

これより、ここにある「土木」の語義は、既に報告した『権記』、『平範記』と同じく、寺院・宮殿を建てることを意味し、現在用いられている「建築」と同義語と解釈できよう。

### 2. 『日本三代実録』にある「土木」

これは清和天皇天安二年（858）より陽成天皇を経て光孝天皇仁和三年（887）に至る三代三十年間の記録で、宇多天皇の寛平四年（892）に勅撰の詔下り、

\*正会員 工博 日本大学教授工学部土木工学科  
〒963-8642 福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地

延喜元年（901）に編成になったものである。編纂者は藤原時平等六名であり、その中には太宰府に左遷された菅原道真がいる。ここで、清和天皇貞観十八年七月二十一日（876）に下記のような記述がある。

廿一日丙申。授加賀國正六位上白鳥神。郡家神。山代大堰神並從五位下。」是日。卯時一刻。始作大極殿。土木工夫並從事。」申時。天無雲而雷。

（国史大系 吉川弘文館）

ここで、下線部は「是の日、卯の時の一刻、大極殿を始め作り、土木工夫並びに事に従いき」とあるが、同年4月10日に大極殿から出火して小安殿、延休堂、北門など数日燃え続けた火災の復旧工事を始めたと言う記事である。したがってここに出ている「土木」はやはり今で云う「建築」と解釈できよう。

### 3. 『意見十二箇條』にある「土木」

これは、参議三善清行が醍醐天皇の詔命に応じて延喜十四年（914）封進した十二ヶ条にわたる政治意見書である。この中の前文の中に「土木」という言葉が出ている。

臣某言。伏讀去二月十五日詔。遍令公卿大夫方伯牧宰進 議盡謨謀。・・中略・・令七道諸國建國分二寺。造作之費各用其國正税。於是天下之費十分而五。至干桓武天皇遷都長岡。製作既畢。更營上都。再造大極殿。新構豐樂院。又其宮殿樓閣。百官曹廳。親王公主之第宅。后妃嬪御之宮館。皆究土木之巧。盡賦調庸之用。於是天下之費五分而三。

（群書類従 第二十七輯 雜部）

大極殿を造るとか新たに豊樂院を構築するなど建築に関することであり、「皆究土木之巧」は「全て土木の技巧を極めた」と読めるが、この場合、土台や庭園を造るなど一部「土木的」なこともあろうが、ほとんど今で云う建築技巧を極めたという意味に解釈できよう。

ここで示した三つの文献にある「土木」は筆者がこれまでに報告した出典文献よりも百余年遡るものである。しかしながら、その語義はこれまでの報告と同じで、現在の「建築」と同じ意味と云える。これは中国に於いて、筆者が既に述べているように唐時代までの文献にある「土木」の語義も同義であることから当然の事であろう。

#### 4.『吾妻鏡』にある「土木」

鎌倉時代の文献には『方丈記』を始め種々の文献に「土木」という言葉が出てくるが『吾妻鏡』にもこの言葉が使われている。これを年代順に列記すると次のようになる。

##### (1) 嘉祿三年四月(1127年)

廿二日 庚午 晴る。・・中略・・新造の堂供養の事を問はる。六月十九日たるべきの旨、京都より擇び申すといへども、その以前に土木の功を終へがたし

##### (2) 文治三年七月(1187年)

廿七日 丙寅 信濃國善光寺、去ぬる治承三年に廻祿後、再興の沙汰あるの間、・・中略・・早く善光寺造營の間の土木人夫を結縁助成すべき事。  
右件の寺は靈驗殊勝の伽藍なり。・・中略・・早く國中庄園公領といはず、一味同心、勸進上人に興力して、土木の間に人夫を勵み出し、その功を終へしめよ。

##### (3) 建久六年三月(1195年)

次に行幸。・・中略・・同二年丙午四月十日、始めて周防國に入り、料材を抜き採り、柱礎の興構を致し、土木の功を企つ。

##### (4) 文暦二年三月(1234年)

相川・武州御所に参られ、五大堂供養の日時定めあり。  
・・中略・・四月十一日は、たとひ土木成功を終ふといへども、莊嚴出來すべからず。

##### (5) 寶治元年七月(1247年)

廿四日 乙亥 御所を他の地に移さるべきの由、その沙汰あり。來十月十四日土木の營みを始むべきの趣、諸御家人に催し仰せられんがために、今日かの奉書を成さるるところなり。

##### (6) 建長二年四月(1250年)

十六日 辛亥 山内の證菩提寺の住持申す當寺修理の事、清左南門尉満定奉行として、今日その沙汰あり。早く損色を召し、土木の功を成すべきの由、仰せ出さる。  
(全訳吾妻鏡 新人物往来社)

ここに出てくる「土木の功」、「土木成功」、「土木の営み」の「土木」は全て寺院の建立、修理など今で云う建築を意味する言葉と云えよう。このように鎌倉時代にはその他の文献にも「土木」という用語が使われているが、その語義は(5)の「御所の移転」にある「土木の営み」は多少なりとも土木的意味のある仕事も含んでいるが、ほとんどは現在の「建築」と同義語と考えられる。

#### 5.『日本經濟大典』にある「土木」

この文献は江戸時代の經濟、財政に関する種々の文献を滝本誠一が編纂したもので全54巻の長編である。この中で「土木」という言葉が以外と使われており、その語義のほとんどが今でいう「建築」であるが、現在我々が用いている「土木」と同義のものもある。ここで、「土木」という言葉が使われている文献名と著者を編集順に列記すると次のようになる。

『經濟録』; 太宰春台、『山下幸内上記』; 山下幸内、『經濟纂要』; 青木昆陽、『王道内篇』; 長沢不尤、『國本論』; 松平定信、『昇平夜話・上篇』; 高野泰助、『經濟問答』、『復古法問答書』、『鎔造化育論』; 佐藤信淵、『救荒事宜』; 齋藤正謙、『食貨志稿』; 川口長孺、『七實芻言』; 菊地保定、『常陸帶』; 藤田東湖

この中で太宰春台が享保14年(1729)に著した『經濟録』には土木という言葉が7回ほど使われているが、その中に「土木」の語義について解釈してるところがある。その部分を引用する。

大司空ヲ事官トイフ、邦土ヲ掌ル、事トハ、土木ノ事ナリ、土木トハ、今ノ世ニイフ普請、造作ノコト也、司空ハ天下ノ土地ヲ掌ル、土地ノ事ハ、司徒ノ職ニモ係レドモ、司徒ハ民ヲ治ルコトヲ要トス故ニ、山林、田地等ノコトノ百姓ニ係リタル事ハ、皆司徒ニ属ス、都邑、城郭、道、橋等ノコト、或ハ川ヲ浚ヘ堤ヲ築ク類ノ普請ノコトハ、皆司空ニ属ス

ここにある「土木」の語義は現在我々が用いているものと同義と解釈しており、当時の「普請」と同じと説明している。これは、江戸時代末期に塙保己一等によって編纂された『武家名目抄』の中で作事奉行、普請奉行などの職掌を説明している部分に出てくる「土木」と同様の解釈と云えよう。このことから江戸時代にも使用例は少ないものの今の土木と同じ意味とした事例もある。しかし、その他の文献にある「土木」は、ほとんどが平安、鎌倉時代のものと同様に「建築」と同義である。

#### 【参考文献】

藤田龍之：わが国における「土木」の語義と歴史的経過について、第9回日本土木史研究発表会論文集、1989・6

藤田龍之：わが国および中国における「土木」の語義の歴史的変遷に関する研究、土木学会論文集 No.458 /IV-18、pp.147～156、1993.1